

第2回 規制改革推進会議 議事概要

1. 日時：令和元年12月2日（月）11:00～11:59

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1208会議室

3. 出席者：

（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、岩下直行、大石佳能子、大槻奈那、大橋弘、佐久間総一郎、菅原晶子、高橋滋、武井一浩、竹内純子、中室牧子、南雲岳彦、夏野剛

（政府）北村大臣、西村大臣、大塚副大臣、山崎内閣府事務次官、田和内閣府審議官

（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、大野参事官、大森参事官、小見山参事官、小室参事官、長瀬参事官、吉岡参事官

4. 議題：

（開会）

1. 当面の重点事項について
2. 規制改革ホットラインの運営について

（閉会）

○小林議長 おはようございます。時間となりましたので、「規制改革推進会議」第2回の会合を開催いたします。

本日は、佐藤委員、谷口委員、新山委員、水町委員、御手洗委員が御欠席でございます。

本日は北村大臣、西村大臣、大塚副大臣に御出席いただいております。

まず、北村大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○北村大臣 おはようございます。

本日も、小林議長はじめ、委員の皆様方におかれましては、精力的な御議論をどうかよろしくお願い申し上げます。

御案内のとおり、第1回の会議では安倍総理から、規制改革は成長戦略の中核、いわば一丁目一番地であるとの御発言がございました。人口減少社会が進み、技術革新が進む中、実情に合わなくなった規制の見直し、特に地方で深刻な人手不足に対応するための規制改革について取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

来年夏ごろの答申取りまとめに向けて、委員の皆様方が、御多忙の中でございましょうけれども活発に御議論いただけますよう、担当大臣といたしまして、ともに議論を進めさせていただき、しっかりサポートをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○小林議長 どうもありがとうございました。

続きまして、西村大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○西村大臣 おはようございます。

経済再生担当、全世代型社会保障改革担当大臣を拝命しております西村でございます。よろしくをお願いいたします。

もう言うまでもありませんけれども、規制改革は経済成長の本当に原動力となる最も大事な事柄であると思っております。この成長を阻害するような規制について、ぜひ改革を皆様方のお力をお願いしたいと思います。

成長戦略を取りまとめる立場から申し上げますと、内部留保が460兆円ほどあって、特にその中の現預金が240兆円ほどございます。これを投資に、人材にできるだけ振り向けていきたいという思いでございます。

こうした民間投資を促すような規制改革についてぜひ御議論をいただいて、積極的な改革をお願いしたいと思っております。

私の立場からも、北村大臣、小林議長をしっかりサポートしてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○小林議長 西村大臣、どうもありがとうございました。

それでは、報道関係の方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○小林議長 それでは、議題1「当面の重点事項について」に進みます。10月31日の第1回会議の後に6つのワーキング・グループを立ち上げまして、各ワーキング・グループにおいて重点的に審議する事項を御議論いただいたという状況でございます。

本日はまず、各ワーキング・グループの座長から御報告をいただきます。

成長戦略ワーキング・グループ、雇用・人づくりワーキング・グループ、投資等ワーキング・グループ、医療・介護ワーキング・グループ、農林水産ワーキング・グループ、デジタルガバメントワーキング・グループの順をお願いいたします。

まず、成長戦略ワーキング・グループの大橋座長よりお願いいたします。

○大橋座長 成長戦略ワーキング・グループの座長を拝命しております大橋と申します。どうぞよろしく申し上げます。

資料1-1に基づいて御説明申し上げます。

まず、運営の基本方針ですけれども、1ポツに記載のとおり、先般、規制改革推進会議で示されました「成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し」という視点のもとに、11月22日に第1回の成長戦略ワーキング・グループで議論させていただきまして、イノベーションの推進を踏まえて、分野横断的な課題や生産性向上・経済成長に資するテーマについて効果の高い規制改革に取り組むこととしたいと考えています。

デジタル技術とデータの連携等によって新しいイノベーションの可能性が広がってくる中で、旧来の規制が思わぬ形で我が国の成長の芽を摘みかねないのではないかという強い

危機意識を持ちながら、まず、審議事項として、2点について重点を置きたいと考えています。

最初に、アにある部分ですけれども、デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検ということで、昨今のAI等のデジタル技術等の発展の中で、安全性あるいは信頼性の確保の在り方が変化しているなか、こうした技術の発展に規制の枠組みが追いついてない分野について横断的に議論しようと考えています。

例えば、インフラの安全確保については、現在、各種のインフラごとに目視検査あるいは打音検査など、人の感覚に頼るような従来の方法が規定されているわけですが、それをリスクベースで評価し直すことによって、同等以上の健全性の診断を新技術で代替可能とする。あるいは、各種のインフラを横断したイノベーションを伸ばしていくことができないかと考えています。

これを足がかりにして、デジタル時代に合った適正な規制のあり方について、横断的な見直しができればと考えているところであります。

2点目ですけれども、イにありますデータ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化ということで、あらゆる産業にリアルタイムの情報あるいはデータが活用、共有されるデジタル社会が到来する中で、分野横断的にデータの連携あるいは整備、オープン化について検討できないかと考えています。

交通分野を例にとれば、それを横展開することによって、従来活用できていなかったデータを活用できるビジネスを創出したり、あるいはそれと同時に社会の利便性の向上を図るということを、制度のあり方全般横断的に議論の見直しを行っていきたいと考えています。

その他、今後ほかのワーキング・グループとも連携しながら、イノベーションの促進に資する制度のあり方、さらにはデータ活用について検討して、議論の状況を踏まえて審議事項の追加等を図れればと思っております。

また、経済社会の変化等に対応して、これまでの規制全般についても、そのあり方について検討の俎上に載せていきたいと考えています。

以上の課題に取り組みながら、来年6月を目途とした答申の取りまとめに向けて議論を進めていきたいと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小林議長 続きまして、雇用・人づくりワーキング・グループの大槻座長、お願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

雇用・人づくりワーキング・グループの運営の基本方針からお話しさせていただきたいと思えます。

第1回の規制改革推進会議で審議されました4つの重点事項のうち、先ほど北村大臣からもお話しいただきましたが、私どもは人口減少社会の進展による人手不足経済への対応、

未来を支える人材の育成といった2つの視点を取り込みまして、お手元にございますような審議項目を定めさせていただきました。

資料1-2の2番をごらんいただければと思うのですが、まず、今期新規に取り組む課題ですけれども、①はライフステージに応じた多様な働き方やさまざまな働き手の就業支援としております。ライフステージにおけるその時々の人々の能力や希望、環境などに応じた働き方やスタイルの選択肢を増やしていき、規制改革の観点から支援していくことがこのコンセプトでございます。

このうち、まず柔軟で多様な働き方に対する就業環境の整備ということですが、話題のフリーランスに加えまして、前期の規制改革実施計画でございました兼業・副業、テレワーク促進の議論、措置内容のフォローアップなどを行いながら、さまざまな観点から多様な働き方に対する就業環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、フリーランスの場合について、契約内容、契約ルールの明確化等の課題につきましましては、厚生労働省のほうの検討会でも議論がなされているということで認識していますが、その議論の動向なども見ながら、規制改革の観点から就業環境の整備等に向けて検討していきたいと考えております。

さらに、2020年取得率の政府目標13%に対しまして、現状6%程度となっております男性の育児休業取得についての促進策の検討、また待機児童の解消に向けた保育の問題、ICTなど新しい時代変化に対する教育訓練、支援に加えまして、外国人雇用に関し、在留資格に関する手続や日本語教育の課題を取り上げ、外国人の方々の受け入れ、推進などについても取り組みを進めていく方針でございます。

②はイノベーション人材育成の環境整備という点でございます。

前回の本会議で議論しました「未来を支える人材の育成」という点に基づきまして、イノベーション人材を育成するための環境整備に取り組みたいと考えております。

具体的には、前会議で取り組みましたICT環境整備のフォローアップに努めるとともに、児童生徒一人一人の興味関心能力に適応した個別最適化された学びの環境の整備、民間企業の御経験を有した人材を含む多様な外部人材の教育現場への登用・活用を通じ、教育の質を高め、イノベーションを支える人材を育成していくための環境整備に取り組みたいです。

なお、第1回の雇用・人づくりワーキング・グループでは、幼児教育から大学教育までの幅広い議論の必要性と、都会だけでなく地方も含めた教育全体の質を高めていくことの重要性について、御意見をいただいたところでございます。

そして、今後の議論なのですが、中長期的な視点、そして短期で成果を目指す部分といったところの色分けも考えながら整理し、進めていきたいと考えております。

フォローアップについてはごらんいただきますとおりでございまして、先ほど大橋委員からもございましたけれども、同じく答申につきましましては来年6月を目途に取りまとめ、また、必要に応じまして適宜、検証を出していきたいと考えております。

雇用・人づくりワーキング・グループのほうからは以上でございます。

○小林議長 ありがとうございます。

続きまして、投資等ワーキング・グループの高橋議長代理をお願いいたします。

○高橋議長代理 投資等ワーキング・グループ座長の高橋です。

それでは、資料1-3に基づきまして、投資等ワーキング・グループの運営方針につきまして、先日の第1回ワーキング・グループで行われた議論も一部御紹介しながら御説明したいと思います。

投資等ワーキング・グループでは「成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し」という視点のもと、他の部会及びワーキング・グループの所掌に属さないテーマに関して、経済社会の環境の変化に即した効果の高い規制改革に取り組むという基本方針のもと、関連するテーマの議論を深めてまいりたいと考えております。

具体的には、4点です。

1、フィンテックによる顧客利便性の向上、2、技術革新に対応した新たなサービス活用のための規制改革、3、電波・通信制度改革、4、スタートアップを促す環境整備、これらを重点的に取り組む課題とすることとしました。

第1にフィンテックによる顧客利便性の向上について、ワーキング・グループでは、高齢化にも対応したユーザーの利便性に資する決済手段が必要である。また、テクノロジーの進化に規制が追いついておらず、新しい技術をベースとしたスムーズな決済業務を実現すべきなどの御意見があり、具体的に取り組む事項をキャッシュレスの進展の中で決済法制の見直し等により、顧客に利便性の高い決済手段を提供するとしました。

第2に、経済社会の環境や技術革新に対応した新たなサービスの活用のための規制改革について、ワーキング・グループでは国民の関心が高い分野を優先して議論すべきである。また、その一例として、地方の交通サービスの維持の観点から、技術革新に対応したタクシーへの新たなサービスの導入による利便性の向上を実現すべきなどの御意見があり、具体的に取り組む事項を多様な移動ニーズにしなやかに対応するため、ICT等を活用し、タクシーの利便性を高めるサービス等を実現するといたしました。

第3に、電波・通信制度改革について、ワーキング・グループでは、5Gの活用を前提とした規制のアップグレードが必要である。また、放送と通信に加えて、それらに分類できないインターネットが出てきている中で、どちらを守るではなく、5Gを含めた技術革新に対応した規制のあり方を議論すべきなどの御意見があり、具体的に取り組む事項をSociety5.0時代の基盤となる5Gや通信・放送の融合等、新たな技術の進展に対応した規制の改革を行うといたしました。

第4に、スタートアップを促す環境整備について、ワーキング・グループでは、イノベーションを促進するための新規事業の創出やスタートアップの円滑化は重要である。また、個人投資家にとってスタートアップに投資したいと思わせる魅力的な金融システムを構築すべきなどの御意見があり、具体的に取り組む事項を新規事業者の資金調達の円滑化のた

め、取引所の内外を問わず、柔軟な取引環境の整備をするといたしました。

これらのテーマを中心に、投資等ワーキング・グループでは、基本方針に掲げた成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直しに取り組むべく、これまでに改革に取り組んできた事項のフォローアップへの着実な対応を含めまして、優先順位を見きわめつつ、調査審議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

続きまして、医療・介護ワーキング・グループの大石座長、お願いいたします。

○大石座長 医療・介護ワーキング・グループの座長の大石でございます。ありがとうございます。

医療・介護ワーキング・グループは11月19日に第1回目の会合を開催しまして、重点事項等、今後どう議論を進めるかについて話し合いをしました。

まず当グループでは、全体感の話をしようということで、医療・介護をめぐる主要課題がどのようなもので、かつ、その重点課題がどこに位置するのかということを考えるために、取り組み方を整理しました。

具体的には、紙にございますとおり、持続可能な社会保障制度の基盤整備及び健康づくり・高水準の医療サービスの創出という2点を軸に、それぞれ6つの視点を整理しております。

まず、持続可能な社会保障制度の基盤整備に関しての視点としましては、持続可能な医療提供体制の確保、持続可能な介護提供体制の確保、保険制度の効率的運用でございます。

また、健康づくり・高水準の医療サービスの創出に関連した視点としましては、先進的医療の開発・利用促進、医療・介護サービスの成長、医薬品等の製造・販売の高コスト構造の是正でございます。

こういう視点のもとで、医療・介護ワーキング・グループでは、3つの課題を重点事項とさせていただいております。

具体的に御紹介いたしますと、1つ目が医療・介護関係職種のタスクシフト、特に医師に関しては労働時間の上限規制の適用が2024年度から入りますので、これを見据えて医師が不足する、また不在になる状況がリスクとしてございます。そういう状況下でも必要な医療が提供できるよう、業務負担の軽減、テクノロジーの活用などを通して、医師が本来の役割に専念できる環境を整備するということと、介護施設に従事する看護師、介護職員の業務を含めて、関係職種が行える業務の提供体制の持続性を向上する観点に立って、制度・実務慣行面の両面から見直したいと思います。

2つ目は、介護サービスの生産性向上でございます。サービスの質を確保しながら増大する介護需要に対応するためには、自治体ごとに異なるローカルルールへの対応や、文書作成等によって介護事業者の負担が非常に多くございますので、この事務負担を軽減し、各種の手続の標準化・デジタル化を徹底したいと思っております。

また、提供されたサービスと利用者の自立度の維持、向上にかかるいろいろなデータを蓄積、加速して、AI、ICT、ロボット等を活用しながら効率的な事業経営、運営を促進する仕組みについても科学的な観点から検討したいと思っております。

また、委員の方から、事業経営や運営を促進するためには大規模化も必要ではないかという御意見をいただきましたので、それに関しましても検討したいと思っております。

3つ目は、保険外医薬品（スイッチOTC等）の選択を拡大するという点でございます。医療サービスへの多様なアクセスを可能とするために、医療用医薬品から一般用医薬品への転用、スイッチOTC化を促進するとともに、OTC類似の医療用医薬品の取り扱いも含めた医薬品にかかわる保険適用のあり方を総合的に検討したいと思っております。

その他、取り組み課題や規制改革実施計画の過去の成果フォローアップ等も行いまして、来年6月をめどに答申を取りまとめていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○小林議長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産ワーキング・グループの佐久間座長よりお願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

農林水産ワーキング・グループの座長を務めております佐久間です。よろしく申し上げます。

農林水産ワーキング・グループの運営方針につきまして、資料1-5に沿って説明いたします。

当ワーキング・グループのキーワードは、農林水産業の成長産業化と、これを通じました地域創生でございます。農林水産業の生産性及び付加価値を向上させるとの視点から、規制を見直してまいります。また、流通、加工などの産業との連携や資機材に関します適正な取引等が行われる環境の整備も重要な観点であると考えております。

私は、産業界の出身であります。農林水産業がおのこの産業として何をやればしっかりもうかるのか、成長できるのかという観点から、議論を深めてまいりたいと存じます。

農林水産業の現状を見ますと、従事する者の平均年齢は、農業が66.8歳、林業が52.4歳、漁業が56.7歳、かつて産業の米と呼ばれました鉄をつくっている私のおります日本製鉄の従業員の平均年齢は37歳であります。決して若者に人気があるとは言えない重厚長大の会社でも37歳、農林水産業というのは、担い手という点では危機的な状況にあると考えざるを得ません。農林水産業において、みずからの将来展望を描けるような環境を整備することによりまして、若者の参入を図ることが必須であります。

このような問題意識に基づき、これからお話しします事項を中心に、規制改革実施計画の実施状況をもきめ細かくフォローするとともに、規制制度の総点検を行ってまいります。

資料1-5の本文をごらんください。今期の主な審議事項は、若者の農林水産業への参入の促進とスマート農林水産業であります。

(1) 若者の農林水産業への参入を促進するに当たり、法人経営を初めとする農業者へ

の支援制度の検証と見直しを行ってまいります。

現在、新規就農者に対しては、県の普及指導員、経営相談者を初め、経営の安定及び拡大に向けた多くの支援制度がありますが、こういった制度が実体的に存在するのか、意欲ある農業経営者に対する支援に不足する部分はないのかといった観点で点検を行いたいと考えております。

(2) のスマート農林水産業については、前期において農業用ドローンやトラクターの最先端のアタッチメントなどの規制の見直しに取り組み、フォローアップを行うこととなっています。今回、新しくトラクターの自動走行、メーカーの異なる複数の農業機械を使う場合におけるデータのユーザー側における共用化等につきまして、規制の見直しを行います。

また、農林水産業の推進の大前提として、行政手続などの添付書類の削減を始めとした手続の簡素化、電子化を推進すべく、まずは現状の把握から行いたいと考えております。

次に、2 ページにあります重点的フォローアップ事項について説明いたします。

前期から継続して検討すべき重要な事項が多くございますが、この場では3 点に絞り説明いたします。

まず、(1) 新規就農支援のポツの1 ですが、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化です。農林水産業においてみずからの将来展望が描けるような環境整備の一環として、事業の成長に応じて、そのときに必要な資金調達が円滑にできるよう、課題やニーズを確認してまいります。

次に、(2) 農協改革です。JAグループの信用事業の健全な持続性を確保するため、代理店方式の活用のさらなる推進など、自己改革の実施状況について確認を行います。

最後に、(3) 漁業改革です。昨年秋の臨時国会において、漁業法を改正する法案が成立いたしました。来年12月までの施行を控え、透明性の高い運用となるよう、関連する政省令やガイドラインの内容をフォローアップしてまいります。改革が骨抜きにならぬよう、時間をかけて取り組むべき事項だと思っております。その中で、資源管理に向けたロードマップや漁業マップの策定に向けた取り組み状況についても確認を行います。

また、漁業のコンプライアンス、ガバナンスの強化、水産物・漁業生産資材の流通の総点検、漁獲証明制度の創設、海技士の乗り組み基準見直し、魚病対策の迅速化についても取り扱う予定としております。

最後になりますが、このほか、今後議論していく中で新たな問題が出てくれば、これら重点事項に限らず、時間の許す限り取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

最後に高橋座長のほうから、デジタルガバメントワーキング・グループの運営方針をお願いいたします。

○高橋滋委員 高橋でございます。

それでは、御指名によりまして、資料1-6に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

デジタルガバメントワーキング・グループは、11月26日に第1回の会合を開催いたしまして、岩下構成員、南雲構成員に加えまして、大塚副大臣、高橋進議長代理、菅原委員の御参加をいただいたほか、前会議体での作業に関与されました有識者の参加も得まして、議論を行いました。

基本方針としては、前会議体の行政手続部会の取り組みを引き継ぎまして、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に推進し、事業者の行政手続に関する負担を軽減するための規制改革に取り組むことになりました。

当ワーキング・グループのミッションは明確でございまして、2にございまして、国・地方を通じたデジタルガバメントの推進等による事業者の行政手続コストの削減に取り組んでまいります。

その際、まず、総理からいただいた2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減するとの目標につきまして、確実に達成されるよう、各府省の取り組みを点検してまいりたいと思っております。

作業はあと4カ月となっておりますので、次回のワーキング・グループから行政手続コストが大きく、削減の作業が滞っている手続を中心に、厳しく点検をしてまいりたいと思っております。

次に、取り組みの期限後でございまして来年4月以降も、引き続きデジタルガバメントの推進等を通じて行政手続削減の取り組みを推進することが必要であると考えています。そのため、電子手続利用率の向上も考慮いたしました新しい目標設定のあり方を検討してまいりたいと思っております。

電子申請の利用率は、現在、分野や手続によって大きく異なっております。具体的な目標のあり方については、ワーキング・グループにおいて20%削減の点検や結果の検証を行っていく中で、委員の皆様と議論させていただきたいと考えております。

その際には、電子申請率の向上を真に図れるよう、府省に対してビジネスプロセス・リエンジニアリング、BPRをしっかりと迫っていきたくと考えています。

3番目は、地方自治体についてでございます。行政手続の負担軽減を図る観点からは、先進的な地方自治体や関連団体、会議と連携、協力して、地方における電子申請システムの導入に際して桎梏となっている規制の見直しや、システム基盤や様式の標準化・共通化などを推進していく方針でございます。

その際、我々のミッションは、国・地方を通じた事業者の行政手続の削減であることから、地方のシステム基盤の共通化や書式・様式の統一を進めていきたいと考えています。

第1回のワーキング・グループの参加者からは、地方自治体の行政手続コストを削減していく上では、地方の手続のデジタル化が喫緊の課題であるという共通の御指摘を受けました。もっとも地方の改革は、地方自治体はその気にならなければ進まないものでござい

まして、決して簡単なことではございません。

そこで、地方の団体や国の他の会議などとも連携し、デジタル化に意欲的な自治体の提案などを受けて、デジタル化を阻む規制の改革を行うなど、多面的なアプローチを探り、多様なルートを通じて働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上の課題に取り組みまして、来年6月を目途とした答申の取りまとめに向けて議論と作業を進めてまいりたいと考えております。

私の説明は以上でございます。

ありがとうございました。

○小林議長 座長の皆さん、どうもありがとうございました。

続きまして、推進会議全体の当面の重点事項の案及び重点的なフォローアップ事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○小見山参事官 まず、資料2-1に基づきまして、規制改革推進会議の当面の重点事項について御説明申し上げます。

まず、1番上の柱書きですが、経済のグローバル化と経済・システムのデジタル化が進んでおり、経済社会の成長力を将来にわたって維持・強化するためには、対応に遅れがあらなければならない。

特にイノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められている。

他方で、少子高齢化や人手不足への対応、地方創生という日本社会の構造的な課題を踏まえた規制改革についても対応が求められており、これまでの規制のあり方について大きく変革が求められている。

当会議においては、1、成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し、2、未来を支える人材の育成、3、人口減少社会の進展による人手不足経済への対応という3つの柱に加えて、行政コストの削減について、4、デジタルガバメントの推進と行政サービスの効率化という観点から、さらなる取組を進める。

1ポツ、成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直しです。デジタル化に対応した規制・制度の改革に取り組むということですが、当面は以下の事項に取り組むが、経済社会の変化等に対応して、これまでの規制全般についてもその在り方の検討を行う。

ここから、具体項目については今ほど御説明にあった各ワーキング・グループの項目をそのままとってきているわけですが、(1)、(2)が成長戦略ワーキング・グループ、(3)から(6)までは投資等ワーキング・グループです。

2ポツが未来を支える人材の育成です。教育分野でのITの一層の活用、専門性を高めるための教育方法の多様化などに対応した規制・制度を見直すとともに、柔軟で多様な働き方に対応するための働き方改革を推進する。(1)、(2)については雇用・人づくりワーキング・グループでおまとめいただいたとおりです。

3ポツ、人口減少社会の進展による人手不足経済への対応。人手不足経済への対応の中で、医療・介護サービスの効率化や農林水産業の成長産業化及びこれを通じた地方活性化

が不可欠である。

農林水産業の成長産業化に向けた見直しについては、1ポツの「成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し」の観点からも取り組む必要があると明記しています。

3ポツの(1)、(2)、(3)については医療・介護ワーキング・グループの取りまとめ、(4)、(5)については農林水産ワーキング・グループの取りまとめです。

4ポツ、デジタルガバメントと行政サービスの効率化です。デジタルガバメントの取組を一層推進し、利用者目線で行政サービスの効率化を図る。地方自治体の行政サービスを含め、様式の標準化や手続の電子化を進める。(1)はデジタルガバメントワーキング・グループの取りまとめです。

次に、資料2-2の重点的フォローアップ事項です。これは10月の第1回会議で説明したものとほぼ同じですが、農林水産ワーキング・グループにおいて、項目の追加、文言の修正があり、反映しております。詳細は割愛いたします。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、今までの御説明に関しまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。10分ほどありますので、何でも結構でございます。

岩下委員、どうぞ。

○岩下委員 恐れ入ります。

今回の定められたおのおのの重点事項についてはまことに結構なことだと思うのですが、私自身が今、非常に危機感を持っておりますのは、規制そのものというよりも、規制の結果もたらされたであろう社会的な慣行が大きな日本経済の成長の桎梏になっていることについて、これをどのように払拭していけるのだろうかという視点がこれから必要になるのではないかということです。

例えば、昨日の日経新聞の朝刊に、日本企業はデジタルトランスフォーメーション、DXを底上げすべきだという趣旨の社説がありました。しかし、私の持っている印象では、デジタルトランスフォーメーションの底上げどころか、デジタルトランスフォーメーションらしきものができている企業が極めて少ない。全面的にデジタルトランスフォーメーションに向けてITのガバナンスなりシステムの取り組み、古くなったシステムの更改等を早急に進めていかないと、まさに世界に取り残されてしまうのではないかという危機感を非常に強く持っております。

この点については、規制の問題というよりは、民間が自主的に決めたことではありますが、同時に、それをある意味でもたらしめているものとして、例えば年功序列的な賃金であるとか、企業内のガバナンス、特に実際の意思決定をする者が全体的に年齢が高くなっているのです。例えばこの会議の平均年齢は50前後だと思いますが、ITの本当の会社の中の意思決定をする方は何歳ぐらいでしょうかということを見ると、そういう方が本当にITのことをわかっているのかという問題が常にあると思います。

この点について、海外の似たようなイノベーションを進めている企業の方とお会いすると、私は自分よりも年上の人に会ったことがなくて、その意味では、そういう人たちが、この場合はスタートアップの促進ということになるのかもしれませんが、実際のデジタル化、DXについて、実質的な権能を持てるような仕組みがどのように達成されるのか。逆に言うと、そういう能力を十分に持たない方が、実情の支配を続けていく環境というの模どのようにして変えていくのかというのは実は非常に大事な観点ではないかと考えている次第でございます。

以上でございます。

○小林議長 今の岩下委員の御意見に対して、何かございますか。

○高橋議長代理 例えば、経団連が去年Society5.0というレポートを出しました。その中でいろいろ提言していますけれども、みずから組織を変えなくてはいけない、イノベーションが起き、加速していけるような組織のあり方を提言している。それから、人についても、採用のところから年功序列、終身雇用まで含めて多様性を認めるような形に変えていかなければいけない。

大企業の集まりである経団連もようやくその辺のところを認識し始めて、動き出したようには思います。ただ、全体的に動きが鈍いのは確かだと思います。

この問題を今、慣行とおっしゃいましたけれども、企業のガバナンスというか行動の問題として捉えるのは間違いないと思いますが、企業の動きを後押ししていくために規制や制度がどう動くべきなのかというところに話を持っていかなければいけないのかなという気がするのです。

そういう観点から、規制や制度を見直していくということで、今のお話をつなげていけばよろしいのか、それとも、別に何かお考えがあればお聞かせ願いたいのです。

○岩下委員 おっしゃるとおり、それを後押しするような仕組みが進められればと思います。

例えば、よく言われるのは、比較的高齢の業界団体の長の方が、なお引き続き長にとどまり続けるのはなぜであるかという大きな要素に叙勲の仕組みがございますよね。一方で叙勲の仕組みによって、民間企業の方々に極めて有効に行政に協力していただいているという部分がないことはないと思うのですけれども、そういうときに、何年間勤めたらどうのという議論があります。あれは典型的に年功序列を後押ししてしまっている仕組みです。これは規制ではなくて慣行のほうかもしれません。

何となく全体的に、日本社会全体が持っている、あるいはその中のさまざまな規制が同時に持っているような、古くたどれば孔子様の長幼によって、孝とか忠という概念だと思うのですが、それを積極的に出してしまうと、今の世の中、残念ながら変革が進まないという事実がありますので、その部分を上手に切り離しながら、高齢者の方は尊敬はするけれども、実際の第一線の意思決定については若い方に任せていただけるようになりやすいような仕組みを入れていくというのができないかなと、私はそういう事例を見る

たびに常々感じている次第であります。

○小林議長 ありがとうございます。

私からも一言申し上げます。経済同友会でこの4月まで代表幹事を務めておりまして、最後に「Japan 2.0」という形で意見をまとめたのですが、やはり日本全体をバージョンアップしなければいけないだろうと思います。また、心の岩盤をどう壊すかも重要なポイントかと思えます。あまり年齢のことを言うとエイジディスクリミネーションになってしまふのですが、今までの議論で挙げられた年齢の問題もあるでしょう。日本には、例えばマイナンバーカードを見せた後にいろいろ作業した後、結局最後にハンコを押すといった社会システムが未だに残っているわけですし、必ずしも制度設計や規制という以前に、心の規制をどう壊すかということも大きなテーマになるのではないのでしょうか。ここは雇用・人づくりWGの大槻座長のところのテーマかもしれないし、あるいは文化的要素もひとつのテーマになるかもしれません。必ずしもイノベーションだけではなく、このワーキングの重点項目以外にも、ぜひまたそういった議論も行っていただきたいと思えます。議長代理ともいろいろと議論しているのですが、短期的に行政にかかわることは当然このワーキングでしっかりやっていただくにしても、もう少し長期目線でバックキャストするような手法もとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋議長代理 今回は重点事項を議論する場ですけれども、ここを超えて、イノベーション促進型の社会あるいは人口減少に本当に対応できる社会に変えていくためには、恐らくもっと踏み込んで規制改革、制度改革をやらなければいけないという意識を皆さんお持ちだと思えますので、そのことを検討することをやっていきたいと思えます。

でも、今日の御議論で、規制制度だけでは不十分で、文化やシステムといったらいいのでしょうか、心の岩盤も議論の対象にしないといけないのだろうと思えますので、そういうことも含めて、これからどういう体制でそこに取り組んでいくのか、少し考えた上で皆さんにお諮りしたいと思えます。

○小林議長 どうぞ。

○大槻委員 今、議長から雇用・人づくりワーキングのところに絡むというお言葉をいただいたので、一言だけ。

我々のワーキングは幸い、教育、人づくりのところに非常に精通したメンバーの方々が多くて、今度、御指摘のとおり、長期的な目線も踏まえたこのワーキング、人づくりの観点から、あるべき将来像を長期的に考える、メンバーの方の言葉をかりると“ビジョナリーミーティング”的なものを一度やってみようかという話なども出ておりまして、中長期的な、しかも広い視点であるべき姿を考えていくということに我々も取り組んでいきたいと思っております。

○小林議長 ほかにございますか。

竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。

私は、第1回が欠席になってしまったこともありまして、御挨拶も兼ねまして発言をさせていただきます。

国際環境経済研究所というところでエネルギー問題と地球温暖化問題を勉強しております竹内と申します。このたび初めて会議に入れていただきました。

農林水産と投資等のワーキング・グループに加盟させていただいております、これまで両方とも第1回に参加させていただいたのですけれども、改めてそこで感じたことというお話させていただきたいと思っております。

成長戦略というものの中には2つの側面があると思っております、一つは日本の競争力や魅力をどう上げていくかという部分と、もう一つは、これからの人口減少、過疎化といった縮小していく地域や産業をどうソフトランディングしていくかという部分。

例えばスマートシティという言葉一つとっても、都市圏であれば、シンガポールなどのほかの国際都市とどう太刀打ちできるようにしていくかという議論になるわけですが、人口減少地域というのは、どのようにその地域の住人の方たちの満足度、幸せ度を維持するかという議論になるので、どこを向いて、何を議論しているのかを明確にしなが、成長戦略は議論する必要があるなと思っております。

改めまして、横串が大事だと思いましたが、農林水産の第1回のワーキング・グループでも議論していて、これはまさに地域づくりだねという話にもなりました。投資等ワーキング・グループでは、例えば電力・ガスの自由化といったもののメリットを国民が実感するにはデータの活用とかそういったところに踏み込む必要がある。

ワーキング・グループの中だけで議論して解決できる規制改革というのは、実は数が少ないのかもしれないなと思っております、今、大槻先生からも出ましたビジョナリーミーティングを相互にやってみるとか、何らかこのワーキング同士の仕掛けが必要かと思っております。今回、事務局に改めましてワーキングをまたいでオブザーバー参加ができると伺っておりますけれども、改めてそこら辺の仕掛けが必要かなと認識しております。

もう一つ、この成長戦略の見せ方といったところが重要ではないかと思っております、例えば、今週金曜日から国連の気候変動の会議のために私はスペインに行くのですけれども、そこでは多分、日本が石炭火力に対しての考え方が古いという形で、批判をされているという報道がされるのだらうと思っております。

実際に行ってみると、というか直接会った方に、日本はこういう時間軸でこう考えて、こうやって低炭素化を進めようとしているのだと説明すればわかっていたことが多いわけですけれども、正直申し上げて、日本は考え方、ビジョンを示すというのが十分にできていない。EU的な今の石炭も天然ガスも全部だめというようなことに世界が同意しているというわけでは決していないと思っておりますし、日本は日本なりの考え方がないわけでは決していないのですけれども、それを正直伝えられていない。

ビジョンを、海外に対しても見せることが必要ですし、国内に対しても、例えば今の心の岩盤規制をほぐすためには、日本はこれぐらいの時間をかけて、こういう社会になって

いくために、だからこういう規制改革をやろうとしているということを見せる必要があると思っております、その発信というものが非常に重要だと思っております。

その中で、この規制改革の会議とパリ協定のもとに出した低炭素化に向けた長期戦略との関係性や、国としてのビジョンというものと成長戦略というところの関係性を意識した発信が重要かと思っております。規制改革推進会議の後に記者会見もやっていただいているので、適宜御発信いただいているのだと思いますけれども、改めて国内外に、国としてのビジョンということで見せていただくことをお願いできればと思った次第です。

長くなりまして、申しわけありません。

○小林議長 ありがとうございます。

最後、もう一方、何か御意見ございますか。

どうぞ。

○大塚副大臣 恐らく多くの委員の先生方は同じ思いで、多分、今回の当面の重点事項に入っているところだけでは本当に目標とするところが達成できるかなという思いが共通しているのかなという気がいたします。

ぜひ、ビジョナリーミーティングという形は非常にいい御提案だと思いますし、私は幾つかのワーキング・グループに出席させていただいたのですが、その中でも、今回の当面6月までに形を残すのは難しいかもしれないと。しかし、やはりしっかり踏み込んでいかないとだめだねという議論がほかのワーキングでもございましたので、ぜひ長期的な課題についてどのように対処するかの整理を6月までにして、その後、具体的な形で動いていけるような運びをお願いできればと思っております。

当面の重点事項の紙も、これまでの規制のあり方についても大きく変革が求められているとか、これまでの規制全般についてもそのあり方の検討を行うというように盛り込まれてございます。

ただ、具体的に項目立てするまでにはなっていないので、項目立てにはなっていませんが盛り込むという方針になっております。これは各ワーキング個別でもいいですし、連携したほうがいい話題も多いと思いますので、そういうやり方を事務方にもしっかり対応してもらいたい。

それから、個別の話で、今、ちょうど出ました叙勲も結構人の行動を規定するのではないかと。政治家は地元で多くそういうケースを散見しているのだと思いますが、ついでに申し上げますと、私は叙勲の担当副大臣でもあり、いい機会なので、少し切り込んでみてもいいかなと思いつつ、パンドラの箱を開けるのも怖いと思いつつではあるのですが、今の基準のいいところは、基準がはっきりしていることで、妙なねじ込みが起きにくいというよさはあるのですが、果たしてそれだけでいいのかというのはいい機会ではないかと思っております。

それから、心の岩盤、文化、行動、恐らく規制がそういう心のあり方、行動のあり方を規定しているという部分が多分にあると思っております。ぜひ、文化のところは、行動パターン

はどうかなと議論しながら、人事制度とかそういう実際の制度に落とし込んで、「この制度がもしかしたらこの行動につながっているのではないか」というところまで踏み込んで、形に出していただけると、メッセージとしてもはっきりすると思いますし、制度として、実際に政府として手を下せるようになると思いますので、そういう運びをお願いできればと思っております。

○小林議長 大塚副大臣、非常にいい締めをいただきまして、どうもありがとうございます。

まさに規制制度そのもののコンセプトが、21世紀半ばに向かって変わっていくという原点を見つめて、進めていきたいと思っております。

それでは、最後になりますけれども、規制改革ホットラインにつきまして、事務局より説明をしていただきます。

○長瀬参事官 それでは、説明させていただきます。

資料3-1をごらんください。「規制改革ホットライン」の運営方針（案）でございます。

1が趣旨でございます。このホットラインの趣旨ですが、規制改革に関する提案を受け付けるために、平成25年から設置しているものでございます。

提案の取り扱いは2の（1）以下に記しております。まず、提案を受け付けたものは、事務局で確認の後、所管省庁に検討を要請します。

（2）各省庁には2週間をめどに回答していただくことを求めまして、そこで得た回答をワーキング・グループの事項ごとに整理し、原則月1回程度報告させていただくものでございます。

その上で、（3）各ワーキング・グループにおきましては、その回答の結果を踏まえて、さらに精査する事項を厳選していただき、処理の方針をお決めいただきます。

その上で、（4）ワーキング・グループとしての検討事項としたものについて議論を行っていただき、その結果を本会議に報告。

これを受けて、（5）本会議におきましては必要な事項を答申に盛り込んでいただく、という運びで進めさせていただくということでございます。

（6）は所管省庁からの回答などの公表について記しております。

めくっていただいて、資料3-2では、ただ今申しましたことを流れ図で記しております。右から2つ目の欄を見ていただきますと、それぞれのワーキング・グループにおかれましては、繰り返しになりますが、所管省庁の回答を受けて、さらに精査が必要なもの、再検討の要請やワーキング・グループでの御議論を進めていただくということでございます。

最後、資料3-3でございます。これは年間に提出される提案のボリューム感でございます。前年度の実績でございますが、計570件の提案を受け付けております。本日、先ほど申し上げた方針案をお認めいただければ、今年度に入ってから提案がございまして、

先ほどの進め方で順次、御検討をお願いできればということでございます。

以上でございます。

○小林議長 一番重要なことを忘れていましたが、先ほどの今回の全体の重点事項、フォローアップあるいは各ワーキング・グループの運営方針について、最終決定をいたしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林議長 どうもありがとうございました。

それでは、今のホットラインにつきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○夏野委員 去年が570件とお伺いしたのですけれども、記事を見ると2016年～18年、2年間で1,500件ということは、昨年度は減っているという理解でよろしいのでしょうか。

○長瀬参事官 記事が手元にないのですけれども、出された提案の中には、事実関係が明確でないもの等々、不受理とせざるを得ないようなものもかなりございまして、私から申し上げた570件というのは、そうした不受理の案件を除いたものでございます。

○夏野委員 わかりました。

PRとか、どういうものを出してくれとか、どこまで具体的に出してくれとか、そういうガイドラインは全部ホームページか何かに記載されているということなのですか。

○長瀬参事官 ホームページ上で御案内を丁寧にさせていただいております。

○夏野委員 では、これはPRしたほうがいいのか、それとも放っておけばいいか。

○彦谷次長 我々もPRをしております。ですけれども、不十分な点もありますので、できれば各方面でPRいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○夏野委員 では、PRします。

○小林議長 よろしく申し上げます。

それでは、ちょうど時間も参りましたので、以上によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。

次回の会議日程は、後日また事務局から連絡をいたします。

どうもありがとうございました。